

P1～2: リーフレット
P3～4: 支援金申請手続
P5: アンケート

令和7年度

気候風土適応住宅の独自基準策定の支援



気候風土適応住宅を継承していくうえで必要な、所管行政庁における気候風土適応住宅の独自基準策定を促進するため、建築関係団体が主導的に取組む活動や自治体等と連携して取組む活動に対して支援を実施します。

また、気候風土適応住宅の活用や所管行政庁における独自基準の策定に関するお問合せ等について、メール又は電話で受付をしています。

対象者

建築関係団体等

支援金

1自治体あたり 上限300万円

申請期間

令和7年4月30日～令和7年12月15日(予算達成次第終了)

申請方法

以下の専用ホームページをご確認ください。

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/sinsei.html>

気候風土適応住宅とは



建築物省エネ法の省エネ基準では伝統構法による住宅など、地域の気候及び風土に適応した住宅で、断熱性能の基準に適合することが困難な建築的要素(例:両面真壁の土塗壁等)を有する住宅です(令和元年国交省告示第786号)。

気候風土適応住宅の省エネ評価においては、外皮基準への適合除外が措置されており、一次エネルギー消費量基準への適合が求められます。

支援の概要

気候風土適応住宅の基準は、国土交通大臣が定める基準(告示第786号第1項第一号)のほか、所管行政庁が必要な要件を付加または定める(告示第786号第1項第二号、第2項)ことが可能ですが、多くの自治体において独自基準の策定が進んでおりません。

そこで、所管行政庁が各地域の気候及び風土の特性を踏まえ、将来への技術の継承が危惧される等の要件を独自の基準として策定することを期待し、独自基準の策定を促進することを目的として、建築関係団体が主導的に都道府県や市町村等に対して取り組む活動費用の支援を実施します。(令和6年度に支援を受けた建築関係団体も対象となります。)

【主な支援対象】 独自基準案の検討、独自基準に関する勉強会の開催や周知の費用
令和6年度までの「説明義務制度」からの更新作業等

また、独自基準の策定に関する問合せなどの相談窓口を設けています。

申請及び相談窓口

- 支援の申請窓口
- 独自基準の策定に関する相談窓口

令和7年7月改訂



一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)

<https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/index.html>

問い合わせは、ホームページの「[お問い合わせフォーム](#)」よりお願いします。

電話 03-5579-8757 受付時間 10:30~16:30 平日(祝日、年末年始を除く)

「気候風土適応住宅の独自基準策定の支援」の申請手続き

STEP 1 書類作成

申請者(建築関係団体等)は、受付に必要な書類を用意してください。

[必要書類] ※様式1(指定書式)、その他(任意書式)

①申請書 様式1(エクセル提出)

②活動内容・計画書

複数年にわたる計画の場合は全体と今年度分が分かるように記載してください。

③見積書

活動内容・計画書に基づく見積書

④自治体が独自基準策定に賛同している旨が分かる資料を提出してください。

例) メールの履歴、会議の議事録、活動報告書、活動の成果物資料 等

※その他お手持ちの資料で判断できない場合はお問い合わせ下さい

STEP 2 受付 [募集開始 ～ 12月15日(予算達成次第終了)]

必要書類を協会にメールしてください。審査後、承認を通知します。「承認日」以降「業務請負契約」の手続きを行います。

[実施期間] 「承認日」～令和8年1月末日

[支援金額] 1自治体あたり上限300万円

※複数年にわたる計画で既に活動している場合も実施期間内であれば支援対象になります。

※活動終了後等に報告する書類として、成果報告書や領収書等の支払い証明書が必要になりますのでご注意ください。

STEP 3 活動計画や費用の変更

活動の内容や金額に大きな変更がある場合は、随時協会にご連絡ください。

増額変更の場合は、その時点での予算の状況によりますが、再度業務請負契約の締結を行います。

STEP 4 活動の成果と費用の報告 [「承認日」～令和8年1月末日までの報告]

活動終了後又は報告期限の令和8年2月2日までに[必要書類]を協会にメールしてください。

令和8年1月末日までの独自基準の策定に係る活動の成果と費用の報告後、審査を行い、支援金の確定を通知します。

[必要書類] ※様式2(指定書式)、その他(任意書式)

⑤実施報告書 様式2(エクセル提出)

⑥活動の実施内容や成果が確認できる資料

例) 議事録、報告書、検討中の基準案やガイドライン等

⑦精算書及び請求書

実績に基づく費用を算出してください。

⑧精算書及び請求書の根拠資料

例) 領収書や送金伝票、人件費の根拠となる業務日報や各団体の内規等

STEP 5 請求書の提出

- ・ 「支援金の確定通知書」を基に請求書（金額、振込先）を協会にメールして下さい。
- ・ 請求書の確認をもって、協会より建築関係団体等の口座に振り込まれます。

※ 独自基準策定に係る活動後について

独自基準の策定、運用の取り組みについて、アンケート調査やヒアリング等にご協力いただく場合があります。

申請書類の提出先・提出方法

メール送付に当たっては文章の真正性・確実な送付を担保するため、提出の際は以下の点に注意してください。

- ・ 自治体と連携している場合は、建築関係団体等から協会へメールを送付する際は、CCに自治体を入れてメールを共有してください。
- ・ 協会に申請書、実績報告書を送付する際は、下記①②の2つのメールアドレス宛に次の文面のメールを送付してください。その後の質疑回答には①のみに返信で結構です。

件名：【kkj独自基準策定】建築関係団体名_申請の正式提出

本文：添付したファイルの通り正式に提出します。

- ・ ファイルを受け取りましたら受領した旨をお伝えします。
- ・ やり取りを行ったメールの保存を行ってください。なお、保存期間は、支援金を受領した年度から5カ年度間です。

(申請書類のメール先)
一般社団法人 環境共生まちづくり協会 (kkj)
メールアドレス：① kikou@kkj.or.jp
② info-kikou@kkj.or.jp

2025/7/18

一般社団法人 環境共生まちづくり協会(kkj)

令和7年度気候風土適応住宅に関するアンケート調査ご協力のお願い

平素よりお世話になっております。

独自基準策定に係る検討状況や課題等を把握するために、アンケート調査のご協力をお願いします。

以下の①②それぞれ対象の URL からグーグルフォームの入力でご回答をお願いいたします。

締切 令和7年8月4日(月)

記

- ① 建築関係団体向けのアンケートには、団体の方がご回答ください。

建築関連団体向け 「気候風土適応住宅に関するアンケート調査」

<https://forms.gle/HD5NXTGBMMP2FwUHA>

- ② 実務者の方どなたでも、多くの方にご回答いただけましたら幸いです。

実務者向け 「気候風土適応住宅に関するアンケート調査」。

<https://forms.gle/PzEN5Swz8bbb7NmY6>

※結果は「気候風土適応住宅シンポジウム」(10/30)で公開予定です。

ご参加お申し込みをお待ちしております。

(https://www.kkj.or.jp/kikouhuudo-jyutaku/symposium_2025.html)

ご協力のほど何卒宜しくお願い致します。

以上